

認定実務実習指導薬剤師 更新について

認定実務実習指導薬剤師は、6年ごとの更新制です。

講習会受講、認定申請をご希望の方は必ず薬学教育協議会 (<https://yaku-kyou.org/>) のホームページにて、「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」「認定申請手続き説明書」等をご確認ください。

薬学教育協議会から、更新にかかる個別の案内送付等はありません。

ご自身の認定証^{※1}で確認のうえ、各自で更新申請のお手続きをお願いいたします。なお、認定期間終了の3か月前から申請可能です。

※1 認定期間終了以降であっても、認定の条件を満たしていれば更新申請を行うことができます。
(認定期間終了後2年以内に限る。その他、詳細は薬学教育協議会 HP でご確認ください。)

更新の条件

(認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領より抜粋)

①認定期間中に、実務実習生の指導実績(勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。)が1例以上あること。ただし、指導実績がない場合はその理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を記載した書類を提出すること。それに基づき認定委員会が個別に審査する。

②勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。

ア 現に薬剤師実務に従事していること。

イ 認定期間中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

③更新講習(注)を受講していること。更新講習は講習会形式の研修で、その内容は次のとおりとする。

- 薬学教育モデル・コア・カリキュラム
- 薬学実務実習に関するガイドライン

(注) 更新講習(座学)講座④の受講を指します。認定を受けた日から5年以上経過した方が受講できます。

【更新に係る特例等】

認定期間終了時に勤務要件および研修要件において更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の更新がなされたとした場合の起算日とする。この場合、その更新申請は、更新の条件すべてを満たしてから3か月以内に行わなければならない。

(注) 認定期間終了日翌日から更新認定されるまでの間は認定が切れている状態であることにご注意ください。特例の2年間をもって認定要件が満たされた方は要件が満たされた日から3か月以内に更新申請を行って下さい。それ以降の更新申請は更新講習受講証の有効期限に関わらず受付けません。

◆更新講習【講座④】 受講方法◆

- ・ 全国各地で実地開催される講習会を受講

薬学教育協議会 (<https://yaku-kyou.org/>) のホームページにて開催予定をご確認いただけます。

条件を全て満たし、薬学教育協議会へ申請を行うことで更新となります。

※認定審査があります。更新が認められなかった場合でも申請料の返金等は行われません。事前に必ず更新要件の詳細、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領、「認定申請手続き説明書」等をご確認ください。

【薬学教育協議会】 <https://yaku-kyou.org/>

令和7年度 認定実務実習指導薬剤師【更新】講習会(座学)

本講習会は、認定実務実習指導薬剤師【更新】のための講習会です。
更新申請には更新講習会の受講証が必要です。(新規認定を目指す方は【養成】講習会にご参加ください。)

【開催概要】 ※薬学教育協議会へ参加者リストを送付する必要があることから、
申込締切以降の受付はできません。

日 時	第3回 令和7年10月19日(日)10時～12時15分 申込期間:8月9日(水)9時～9月17日(水)15時
会場	兵庫県薬剤師会 4F会議室 (神戸市中央区下山手通6-4-3) ※本講習会は現地参加のみ
定員	各回 40名 (申込先着順)
受講料 参加申込時 事前支払制	・日本薬剤師会／病院薬剤師会会員:1,000円 ・非会員:5,000円 ※申込締切後のキャンセルについては受講料の返金はできかねます。 ※受講申込を事前にキャンセルされる場合にはお支払い済み受講料より手数料を差し引いた額をご返金いたします。
応募要件 (認定実務実習 指導薬剤師認定制度 実施要領より)	② 認定実務実習指導薬剤師の更新条件を満たす方 ②認定実務実習指導薬剤師の認定取得(または更新認定)後5年以上が経過し、かつ認定有効期間における認定期間終了日が 第3回の場合は令和8(2026)年10月18日以前の方
受講証	受講日から3年間有効です。遅刻・早退・途中退室などの場合は交付いたしかねます。
受講条件等	受講条件・認定要件等の詳細について、薬学教育協議会のHPで必ず事前にご確認願います

講座	内 容 更新講習会 講座④の内容が変更されています。	時 間
④	1 臨床における実務実習に関するガイドライン 作成の経緯と今後の実務実習への期待 2 臨床における実務実習に関するガイドラインの改訂と今後の実務実習への期待 3 薬学教育モデル・コア・カリキュラムと臨床における実務実習に関するガイドライン 4 平成25年度改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムに基づく実務実習とガイドライン 5 実務実習における概略評価 6 トラブルの防止と適切な対応について	約120分

【申込方法】 申込受付開始日以降に申込をしてください。

◆兵庫県薬剤師会ホームページ(研修管理システム)からお申込みください。◆

【兵庫県薬・兵庫県病薬会員】トップページ>会員の方はこちら>研修会・講習会>研修を探す

【他府県薬・他府県病薬会員】同システムの都合上、必ず申込前に兵庫県薬剤師会事務局

(TEL 078-341-7585)へご連絡ください。

【非会員】トップページ>非会員・薬学生の方はこちら>研修会・講習会>研修を探す

※FAX、電話によるお申し込みは受付いたしかねます。

※申込締切日以降にキャンセルされた場合は、受講料の返金は致しかねます。受講料が返金となった場合、一部手数料が発生することがございますので、ご了承ください。

※申込先着順です。定員になり次第、受付終了となります。

【留意点】

●受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効となります。受講条件・認定要件等の詳細について、認定機関のホームページを必ず事前にご確認願います。

●日本薬剤師研修センター 研修認定薬剤師制度対象外の講習会です。

●発熱、風邪様症状がある場合、および体調に不安のある場合には参加をお控えください。

●気象警報(予測)発令時など、開催の有無を含めたお知らせがある場合は本会ホームページ等でお知らせいたしますので、随時ご確認ください。

問い合わせ: 兵庫県薬剤師会 事務局 (TEL)078-341-7585

認定実務実習指導薬剤師【更新】講習会(令和7年度第3回)